

琉球大学学生相談室規則

平成13年12月18日
制 定

(設置)

第1条 本学に、学生の抱える修学、履修、生活、対人関係等の諸問題について、相談に応じ、助言・指導を行うため、琉球大学学生相談室（以下「相談室」という。）を置く。

(組織)

第2条 相談室に、室長及び相談員を置く。

2 室長は、相談員のうちから学長が指名する。

3 相談員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 各学部学生指導主任

(2) カウンセラー若干人

(3) その他学長が特に必要と認める者若干人

4 前項第2号及び第3号に規定する相談員は、学長が委嘱する。

(任期)

第3条 前条第3項第2号及び第3号に規定する相談員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の相談員に欠員が生じた場合の補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第4条 室長は、相談室の業務を掌理する。

2 相談員は、学生の相談に応じ、助言・指導を行う。

3 相談室の運営を円滑に行うため、琉球大学学生生活委員会（以下「学生生活委員会」という。）に意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 相談室の庶務は、学生部学生支援課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、相談室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、学生生活委員会の議を経て理事（教育・学生・評価担当）が行う。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月17日）

この規則は、平成16年5月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成22年2月19日）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月15日）
この規則は，平成29年5月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。